

○工学院大学学長選任規程

(平成 28 年 10 月 21 日)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、学校法人工学院大学寄附行為（以下「寄附行為」という。）第 28 条の 3 に規定する工学院大学の学長（以下「学長」という。）の選任について定めることを目的とする。

(学長の任期)

第 2 条 学長の任期は、就任する年の 4 月 1 日から 3 年後の 3 月 31 日までの 3 年間とする。ただし、学長が欠けたことにより新たに選任された学長の任期は、前任者の残任期間とする。

2 学長は、就任（再任を含む）時において満 75 歳以下とし、かつ重任は 3 期までとする

第 2 章 学長候補者選考委員会

(選考委員会)

第 3 条 理事会は、学長候補者を選考するために、学長候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

2 選考委員会は、第 11 条の規定により学長候補者の推薦を受け、その中から最終候補者を選考し理事会に報告する。

3 選考委員会は、学長が任期満了となる 6 月前までに設置する。ただし、学長が欠けたことにより新たに学長を選任する場合は、すみやかにこれを設置しなければならない。

4 選考委員会の任期は、次期学長が選任された時までとする。

5 選考委員会の事務は、総務・人事部長が統括する。

(選考委員及び選考委員長の選出)

第 4 条 選考委員会の委員（以下「選考委員」という。）の選出は、次の各号に掲げる区分ごとの互選によって行う。

(1) 理事長及び学長を除く理事のうちから 2 人

(2) 教授のうちから 5 人

(3) 理事及び教授を除く寄附行為第 31 条第 1 号の評議員のうちから 1 人

(4) 理事及び教職員を除く寄附行為第 31 条第 2 号の評議員のうちから 1 人

(5) 理事、教職員及び卒業生を除く寄附行為第 31 条第 3 号の評議員のうちから 1 人

2 前項第 3 号及び第 4 号において、当該有資格者がいない場合は、その人数を同項第 5 号に含めるものとする。

- 3 選考委員の欠員に備えるため、第1項各号の区分において補欠者及びその選出順位を定める。
- 4 第1項各号に規定する委員のほか、理事会は選考委員会の委員長（以下「選考委員長」という。）1人を指名する。
(選考委員の委嘱)

第5条 選考委員及び選考委員長は、前条の選出結果に基づき、理事会の決議により理事長がこれを委嘱する。

(選考委員会の招集)

- 第6条 選考委員会の招集は、選考委員長が行う。
(選考委員会の組織と運営)

第7条 選考委員長は、選考委員会の議長を兼ね、選考委員会を招集し、これを統轄する。

- 2 選考委員長は、選考委員会の決議及び投票に加わることができない。
 - 3 選考委員及び選考委員長が第13条第1項に定める手続により候補者となった場合は、その時点をもって選考委員の資格を失う。
- (選考委員及び選考委員長の補充)

第8条 選考委員が欠けたときには、第4条第3項に定めた補欠者のうちから、あらかじめ定めた選出順位に従い、理事長がこれを委嘱する。

- 2 選考委員長が欠けたときには、理事会が再度指名し、理事長がこれを委嘱する。

第3章 学長の選考

(学長の要件)

第9条 学長となる者は、学識が優れ、校務をつかさどり、所属教職員を統督するにふさわしい者とする。

- 2 理事長は、次期学長に求める要件及び次期学長が達成すべきミッションについて、理事会で審議し決定したうえで、あらかじめ公示するものとする。
(候補者推薦受付の公示)

第10条 選考委員会は、学長が任期満了となる4月前までに候補者推薦受付の公示を行う。ただし、学長が欠けたことにより新たに学長を選任する場合は、すみやかにこれを行わなければならない。

(候補者の推薦)

第11条 候補者を推薦できる者は、選考委員及びその補欠者を除く次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 理事
- (2) 教授総会構成員
- (3) 評議員

- 2 1人の推薦者が推薦できる人数は、1人までとする。

- 3 推薦者は、推薦理由を明記した推薦書の他、被推荐者の氏名、生年月日、住所、学歴、経歴及び社会、教育界における業績の大要（以下「学長候補者経歴書」という。）を選考委員会に提出する。
- 4 前項における推薦書は、複数の推薦者の連署によるものとすることができます。
(被推荐者の内示)

第12条 選考委員会は、前条により推薦があった被推荐者に、推薦受付の締切後すみやかに、推薦があった旨及びすべての推薦者の氏名を、文書をもって内示しなければならない。

(候補者決定の手続)

第13条 前条の規定による内示を受けた者は、選考に必要な所信表明書を選考委員会が定める期日までに提出し、これをもって候補者となる。

- 2 候補者となることを辞退する場合、前項の所信表明書に代えて所定の理由書を選考委員会が定める期日までに提出する。
- 3 選考委員が推薦を受けた場合、前項の理由書が提出されない限り選考委員としての資格を失うものとする。
- 4 選考委員会は、候補者が決定次第、その氏名及び推薦者の氏名、並びに所信表明書を公示するものとする。

(候補者推薦の再手続)

第14条 前条によりすべての候補者が辞退した場合には、選考委員会は第11条各項により再度候補者推薦の手続を行う。

(最終候補者の選考)

第15条 選考委員会は、第13条第1項により所信表明書を提出した全候補者について、学長としての適格性を審議する。

- 2 選考委員会は、前項の他候補者選定の審議にあたり、必要に応じて候補者との面談を行うことができる。
- 3 選考委員会は、前二項による審議の後、各委員の投票により全候補者のうちから1人の最終候補者を決定する。ただし、やむを得ずその人数を選考することができない場合は、最終候補者を2人とすることができる。

(最終候補者の内示及び報告)

第16条 選考委員会は、前条各項により最終候補者となった者に、ただちに文書をもつて、内示しなければならない。

- 2 選考委員会は、前項の内示と同時に、学長候補者経歴書、選考経過及び選考についての意見を示した文書（以下「学長候補者選考報告書」という。）を理事会に報告する。
(次期学長の選任)

第17条 理事会は、選考委員会より報告された学長候補者経歴書及び学長候補者選考報告書をふまえ、最終候補者の中から次期学長を決議により選任する。この場合、学長

である者が最終候補者であっても、寄附行為第22条第2項に定める直接利害関係とはみなさず、当該条項は適用しないものとする。

- 2 理事会は、次期学長の選任にあたり、必要に応じて最終候補者との面談を行うことができる。
- 3 理事会は、最終候補者が次期学長として適格でないと判断した場合に限り、その理由を選考委員会に文書で示し、候補者選考のやり直しを命ずることができる。
(決定の公示)

第18条 事務局は、学長の選任が終了後すみやかに、選任された学長の氏名を公示する。

第4章 雜則

(規程の改廃)

第19条 この規程の改廃は、理事会の決議に基づき行う。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規程の制定により、工学院大学学長選出規程は廃止する。

附 則

この規程は、平成30年4月20日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年8月21日から施行する。